

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 明石市消防局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.2 %
全職員	66.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	81.5 %
11～15年	72.7 %
6～10年	88.4 %
1～5年	112.3 %

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

1. 全職員に係る情報

①任期の定めのない常勤職員

平成19年度から女性職員を採用しており、本庁課長級以上の役職者や、勤続年数26年以上の職員は男性職員が占めているため、男女の給与の差異が生じています。

②任期の定めのない常勤職員以外の職員

男性は全員が再任用職員または会計年度任用職員で、女性は全員が任期付短時間勤務職員であり、それぞれの職員の区分で給与水準が異なるため、男女の給与の差異が生じています。

③全職員

上記①及び②の理由から男女の給与の差異に影響しています。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

- ・ 本庁係長相当職は女性職員が1人のため特定の職員の給与が推測し得るため記載していません。
- ・ 本庁課長相当職以上の女性職員がいないため記載していません。
- ・ 本市は「本庁課長補佐相当職」に該当する役職がないため記載していません。

(2) 勤続年数別

- ・ 勤続年数 26 年以上の区分は、女性職員がいないため記載していません。
- ・ 「21～25 年」の区分は、女性職員が1人のため特定の職員の給与が推測し得るため記載していません。
- ・ 「16～20 年」の区分は、女性職員の一部について給与が減額される育児部分休業を取得しているため、男女の給与の差異が大きくなっています。
- ・ 「11～15 年」の区分は、女性職員全員が育児休業または育児部分休業を取得しているため、男女の給与の差異が大きくなっています。
- ・ 「6～10 年」の区分は、8～10 年目に男性職員の割合が非常に高いため、給与に差異が生じています。
- ・ 「1～5 年」の区分は、1～3 年目に男性職員の割合が非常に高いため、給与に差異が生じています。